○農林水産省告示第千四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町富山字村土沢二二〇三、二二〇三の二、二二〇三の三、二二〇三の六、二二〇三の九、二二〇三の一三、二二〇四、二二〇五、二二〇七、二二一〇、字永峯二二三七、二二三八、字白石久保二二四五、字糠塚二二五七、二二六四、二二六九の一、二二七八、字平ケ沢二二五八の一、字石ケ沢二二七九、二二九七の一、字片倉二二八三、二二八六、字山指二二九六の一から二二九六の三まで、二二九六の五、二二九七の九、二二九七の一四、二二九七の一六、二二九七の一八、二二九七の二二、二二九七の三二、二二九八、二二九九、二三〇二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県赤磐市是里字花地ケ屺四五八九の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県新見市大佐上刑部字荒山才ノ峠二二五八の三、字才ノ峠二三二五、二三三二八、二三三四、二三三六、二三三八、二三三九、二三四〇の一、二四一〇、字大サコ二三二九、二三三〇、二三三三、字才峠二三三一、字松ケ旦二三三七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字才ノ峠二三二五・二三四〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岩手県花巻市大迫町外川目第一地割一の二、一の九、五の二四、三四の一、三四の一〇、一二九の一、第一六地割九三の二二、一五一の三〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び花巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岩手県一関市大東町大原字大平六〇の一二、字藤ケ崎九八の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岩手県一関市藤沢町大籠字早坂六、八の一、八の三、一〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岩手県盛岡市簗川第四地割一の一（次の図に示す部分に限る。）、第六地割二六の一、四五の四、四五の一八、六三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）